平成２６年（フ）第７６号
栃木県栃木市大平町西水代2754番地５
債務者　国分　宏美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第８０号
栃木県栃木市尻内町602番地３
債務者　小泉　善夫
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１９０号
北海道帯広市西15条南２丁目１番地10　セフィーラ152―２階Ａ号
債務者　宮川ひとみ
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１６７３号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋２丁目13番13号
債務者　新田多鶴子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７１７号
横浜市瀬谷区三ツ境103番地３　三ツ境グリーンハイツＥ棟106号、申立時の住所横浜市瀬谷区阿久和西３丁目39番地１　コーポカネキＡ―203
債務者　内田　雅夫
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４２号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田124―203
債務者　小林　　旬
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８７４号
東京都立川市羽衣町１丁目20番２号セレブレイション302号
債務者　田中　峰子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８９０号
東京都小金井市前原町３丁目23番22―217号ビッグワールド21寮
債務者　洲鎌　　悟
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０号
熊本県八代市上野町3640番地２
債務者　菅　　照代
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１０６９８号
東京都足立区入谷１丁目１―21　フォレストＡ101
債務者　加藤　　大
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７０２号
東京都新宿区新小川町７―７―204
債務者　高澤　幸子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７５５号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目37―12　グレース成城Ａ302
債務者　大石　真理
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７５６号
千葉県君津市西坂田３丁目11―16―101
債務者　渡邉　　毅
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７５７号
神奈川県座間市入谷３丁目3396―２―Ｃ201
債務者　梅津　拓人
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７５８号
千葉県船橋市薬円台５丁目18―10　ボナール・Ａ―206号
債務者　堀米さやか（旧姓林・曽根）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部